

大市会第330号
令和5年5月30日

大阪市議員
木下吉信様

大阪市議長
片山一步

答弁書の交付について

去る5月19日付で貴君より提出され、23日付で市長に送付した質問主意書に対し、市長より別紙のとおり答弁書が提出されたので、その写しを交付します。

令和5年5月30日

大阪市会議長 片山 一步 様

大阪市長 横山 英幸

答弁書の提出について

令和5年5月23日付で貴職から送付のあった木下吉信議員提出の質問主意書に対し、大阪市会会議規則第58条の規定により、別紙のとおり答弁書を提出します。

令和5年5月23日付け、大市会第324号により
送付のあった質問主意書に対する答弁書について

令和5年5月23日付けの質問主意書について、以下のとおり回答いたします。

(1) 夢洲における(万博)・カジノ・IRについて

(Q-1)

政府は、4月14日に大阪におけるカジノを含む統合型リゾート(IR)の整備計画について認定しました。

しかしながら、大阪府・市及び大阪IR株式会社が作成した動画や資料等に一部著作物の無断使用が明らかとなり、4月17日には吉村知事が無断使用の事実を認めて謝罪の記者会見を開いています。

この記者会見から1か月の月日が経過しておりますが、議会への経過の説明や今後の対応については何の報告もありません。

横山市長の判断として議会への説明は不要と考えられているのでしょうか？

ご所見を伺いたいと思います。

(A-1)

大阪IRに関する動画等に含まれます第三者著作物の取扱いについては、令和5年4月17日に報道発表し、動画等の利用の停止を行っているところですが、再発防止策等も含めて事業者側との協議や府市内部での検討を進めている段階であり、検討・精査等が完了すれば、然るべきタイミングで公表するとともに、議会に適切に説明してまいりたいと考えています。

(Q-2)

IR推進局に確認したところ、著作権の取り扱いについては運営事業者の募集要項の「第13・応募に関する留意事項」の「①知的財産権」の中で「知的財産権を含むいかなる第三者の権利利益も侵害してはならない」と明記されています。

2022年2月15日に締結された基本協定書にも第3条2項で「募集要項等に記載された条件を遵守の上、府及び市に対し提案書類による提案を行ったものであることを確認する」との事で、関係者間における基本的合意がなされたとの説明を受けました。

明らかに「第3条2項」に違反する行為であると思うのですが、横山市長としてどのような対応を考えておられるのか教えてください。

(A-2)

現在、事実調査等を進め、再発防止策等も含めて事業者側との協議や府市内部での検討を進めているところです。なお、現時点では、事業遂行上の重大な違反として基本協定を解除しなければならないとまでの認識にはありません。

(Q-3)

当初の記者会見では「以前にその指摘を受けた際に担当者が確認したところ、適切に対応しているので問題ない」との報道があったと聞いているが、何を根拠に言われたのか？その場しのぎの嘘だったのですか？

(A-3)

2021年10月、本件著作物に関する権利関係について外部からの問い合わせがあり、IR推進局からMGM・オリックスコンソーシアムに対して、著作物の権利関係を確認したところ、MGM・オリックスコンソーシアムから、利用許諾を適切に取得している旨の回答があったものです。

(Q-4)

本来であれば、事実関係が明らかになった段階で募集要項違反として失格等の処分に該当するのではないかと思うのですが、横山市長としてコンプライアンスの運用についてどのように考えておられますか？

(A-4)

上記のとおり、再発防止策等も含めて事業者側との協議や府市内部での検討を進めている段階であります。現時点では、事業遂行上の重大な違反として基本協定を解除しなければならないとまでの認識にはありません。

(Q-5)

「この程度の著作権の侵害案件は大した事はない」とお考えなのでしょうか？

このようなコンプライアンス意識の会社に、今後も事業を継続して委ねるおつもりなのですか？

議会のみならず市民に対しても今日までキチンとした説明もなく、このまま時間の経過とともに民事的な解決を目論んでおられるのではないですか？

横山市長の節度ある対応を求めたいと思いますが、今後どのように対応されるおつもりか教えてください。

(A-5)

このような事案が生じたことを深くお詫びいたしますとともに、アーティスト及びクリエイターの方々の権利保護や知的財産の適切な取扱いの重要性を十分に認識し、著作物等の利用に係る権利関係の確認・把握を徹底するよう事業者に要請・指導等するとともに、大阪府・市として、第三者の権利利益の侵害が生じることのないよう、今後、対応を徹底し、再発防止に取り組んでまいります。

(Q-6)

いつまでにどういう形で議会や市民に対して今回の著作権侵害問題についてご説明頂けるのか、横山市長としての説明責任の考え方について教えて下さい。

(A-6)

大阪IRに関する動画等に含まれます第三者著作物の取扱いについては、令和5年4月17日に報道発表し、動画等の利用の停止を行っているところですが、再発防止策等も含めて事業者側との協議や府市内部での検討を進めている段階であり、検討・精査等が完了すれば、然るべきタイミングで公表するとともに、議会に適切に説明してまいりたいと考えています。

(Q-7)

また、IRの開業時期が2029年から2030年に先送りされたとの一部報道がありました。当初の予定から遅れる理由は何ですか？行政側の問題ですか？事業者側の問題ですか？議会に対して何の説明もありませんので、改めてお尋ねします。

(A-7)

開業時期については、事業者と協議、精査しているところですが、区域認定が想定より大幅に遅れたため、一定の遅れが生じるものと認識しています。

府・市、事業者としては、早期開業に向けて、公民連携して取り組んでいきます。

(Q-8)

もし事業者側の都合で開業時期が延期されるのであれば、それに伴うペナルティ等は生じないのですか？

仮に再延期されて、2040年開業という事も理論上は可能という事なのでしょうか？

(A-8)

国へ申請した区域整備計画の認定を受けたところですが、事業者の責任により開業が遅延した場合については、今後締結することとなる実施協定において、事業者の違約金等の支払義務を定めることとしています。

(Q-9)

吉村知事も横山市長も夢洲のIRについて「世界最高水準」という表現を使われますが、何が世界最高水準なのでしょう？

国交省の報告書では、現状・1000点満点中658点で最低評価のB評価となっています。何とか認定条件である600点はクリアしたものの、世界最高水準とはかけ離れた評価であると思います。

そこで横山市長として、今後世界最高水準といわれるS評価の獲得に向けて、どのようなお取り組みをされるおつもりなのか教えて下さい。

(A-9)

大阪府・市では、大阪IRのめざす姿などを取りまとめた「大阪IR基本構想」において、大阪・関西の持続的な経済成長のエンジンとなる「世界最高水準の成長型IR」を基本コンセプトとして掲げています。

その基本コンセプトについては、ビジネス客やファミリー層など世界の幅広い層をターゲットとして、ラスベガスやシンガポールなどの海外のトップレベルのIRに肩を並べるようなスケールとクオリティを有する「世界最高水準」のIR、50年・100年先を見据え、常に時代の最先端となる施設・機能とサービスで変化を遂げる「成長型」のIRといった視点を踏まえ、策定したところです。

大阪IRでは、世界最大級となる1兆円規模の初期投資により、日本最大級の国際会議場や様々なイベントが開催できる展示場、様々な機能を備えるエンターテインメントホテルなどの3つの宿泊施設、豊富なラインナップのライブ・パフォーマンス等を楽しめる夢洲シアター、さらには大阪・関西の食文化を体験できる施設などを備え、魅力あふれる施設となっており、国の認定に際しての評価結果においても、認定し得る計画であると評価されたものです。

開業後も、施設の修繕、建て替え、コンテンツの更新、追加など、カジノ収益を活用した再投資により、継続的に施設の魅力向上を図り、投資と来場者数増の好循環を形成し、成長型IRとして持続的な発展をめざしてまいります。

(Q-10)

世界最高水準のモデルとして、どこの国の IR 施設を目指しておられるのか教えてください。

(A-10)

大阪 IR では、IR 整備法等に基づき、公共政策としての日本型 IR に取り組むこととしており、1つのモデルとしてシンガポールの IR を参考にしています。

(Q-11)

過去に、松井前市長が788億円の地盤改良費の公費負担について「土地所有者である大阪市の責任として支出を決定した」と答弁されました。

これまでの埋立地等での土地利用に関しては「瑕疵担保責任」の免除を条件に提供してきた歴史があり、この度の新たな判断は今後の市政運営の前例となる事から、横山市長のお考えを確認させていただきたく存じます。

松井前市長は「土地所有者である大阪市の責任」と明言しておられます。

つまりこの事は、売地・借地を問わず大阪市が所有する土地全般に適用されると考えて良いのですか？逆に、IR事業だけの特別扱いなのでしょうか？

(A-11)

土壌汚染、液状化対策等の土地課題への対応については、IRは国際観光拠点の核となる大規模集客施設であり、高い安全性を有するIR事業用地としての適性確保が必須であり、土地に起因する所有者としての責任に加えて、大阪臨海部のまちづくりなどの政策的な観点も踏まえ、土地所有者として本市が負担するものです。

これまでの埋立地においては、土壌汚染や液状化の調査結果等がない状況で、瑕疵担保、契約不適合責任を負わないという特約を付したうえで、一般競争入札により価格競争のうえ、土地売却等を実施するという例によってきたところです。

一方で、IRの事業者公募については、賃料を固定したうえで、IR用途に限定し、事業者からIR事業の提案を求めるスキームで、これまでの瑕疵担保責任等を負わないとしてきたスキームとは異なるものであり、また、公募段階で土壌汚染の基準超過が判明し、実際に、土壌汚染対策法に基づく形質変更所要届出区域・埋立地特例区域の指定がなされるとともに、液状化層の存在が判明したものです。

IR事業用地以外の埋立地等の処分については、土地に求められている適性は、建設する用途、規模など、土地利用の内容等に応じて異なるために、対象土地の性状等や利用の内容等を踏まえつつ、処分等の条件の設定をしていくこととなります。

(Q-12)

夢洲 IR の入場予想は、ユニバーサルスタジオジャパンを上回る年間 2000 万人とされていますが、この数字が独り歩きする事で下振れした際のリスクはだれが負う事になるのですか？

IR 施設の運営経費の 7 割以上をカジノの売りに依存する状況で、カジノの売りが伸びなければ周辺の IR 施設も維持できなくなるのではないですか？

どのような収支見通しに基づいて年間 2000 万人との数字に至ったのか、そのエビデンスをお示し下さい。

(A-12)

来訪者数については、事業者において、人口統計や訪日外客統計等の統計情報、既存 IR 施設での実績・知見等を踏まえて、推計されており、また、それらの来場者数を踏まえて売上等が見込まれているもので、合理的なものであると考えています。

IR は、民設・民営事業として、事業者が自らの出資や金融機関からの借入れにより資金調達を行い、リスクを負って 1 兆円を超える投資を行うものであり、事業計画の立案にあたっては、慎重に検討・精査されているものと認識しています。

また、借入については、プロジェクトファイナンスによる借入を予定しており、事業者において金融機関からの融資確約書を取得しているところですが、金融機関も厳しい審査を行っているものです。

なお、シンガポールの IR との概括的な比較においても、大阪の方が、域外からの旅行者数や居住人口等の後背圏の市場規模が大きく、高い需要のポテンシャルを有するものと考えています。

これらを総合的に勘案すると、実現性のある相応の計画であると認識しています。

なお、需要変動リスクは事業者が負うこととしています。

(Q-13)

将来的なオンラインカジノを見据えた場合、夢洲カジノがオンラインカジノのアンテナショップになってしまうのではないかと危惧しているのですが、それらの不安やリスクについては事業者とキチンと話し合いが出来ているのですか？

入場料収入等に影響しますので答弁を求めます。

(A-13)

オンラインカジノは既に海外で一定普及してきているところですが、大阪IRの来訪者数等については、A-12のとおり、民設・民営事業として、実現性のある相応の計画であると認識しています。

(Q-14)

大阪府・市とIR事業者の間で結ばれた基本協定書には「事業に悪影響を与える土壌の問題については土地所有者が適切な措置を講じる事」が明記されているとの事であります。

まず、この件について事実であるかどうかご答弁下さい。

(A-14)

基本協定書第19条第4項においては、事業者が基本協定を解除することができる場合を規定しているものであり、当該規定によって、本市として、適切な措置（費用負担含む。）を講ずべき義務を負っているわけではありません。

(Q-15)

以前港湾局に確認した際に、公費支出となる788億円は土壌対策費と液状化対策費として算出されたもので、地盤沈下等の対策費は含まれておらず「仮に地盤沈下等の対策が必要となった場合には別途費用負担が発生する可能性は否定できない」との事だったと記憶しているのですが、そのような理解で間違っていないでしょうか？

つまり、788億円以上の費用負担を求められた場合、追加で公費の負担が発生する事があるのですか？それとも788億円以上の費用負担が生じた場合は事業者が負担する事になっており、公費負担は生じないと断言できますか？

(A-15)

夢洲特有の軟弱地盤により、長期に地盤沈下が生じることが見込まれていますが、IR施設に必要な地盤沈下対策は、建物建設時及び開業後の対応ともに、事業者において適切に実施することとしています。

また、地盤沈下については、市が使用した埋立材の原因により、通常の設定を著しく上回る大規模な地盤沈下や陥没が生じた場合を除いて、市が費用負担を行わないことを前提としています。

なお、咲洲・舞洲といった周辺埋立地において、そのような事象が生じた事例は把握しておらず、IR用地においても、そういった事態が生じる可能性は極めて低いものと認識しています。

IR開業に必要なとなります土壌汚染対策、液状化対策、地中障害物撤去に要します土地課題対策費用については、市が負担する金額は債務負担行為の限度額788億円の範囲内としており、市の設計・積算基準等により妥当と認める金額を負担するもので、限度額内での執行となるよう適切に取り組んでまいります。

(2)市長の公約（議員定数の削減等）について

(Q-16)

横山市長は就任後の記者会見で「まずは公約に基づいて議員定数の削減に着手したい」と発言されました。

市長のおっしゃる「議員定数の削減」は市長としての公約のどこに明記されているのか教えてください。

(Q-17)

行政府の長である首長がそのチェック機関である議会の定数削減に言及するというのは、自らの行政運営のチェックの目を削減する事につながる訳で、どういう意図をもって発言されたのかその真意を市民・有権者に分かるようにご説明下さい。

(Q-18)

今回の報道を受けて、市民の中には「まるで『泥棒が、取り締まる警察官の数を減らします』と言うてるような印象を持ちます」との声も出ていますが、これらの市民に対して横山市長としてのご所見をお示し下さい。

(Q-19)

市長もご存知の通り、昨年2月10日の本会議で令和2年国勢調査に伴う定数条例が83議席から81議席に改正されました。まだ81議席の新任期も本格的にスタートしていない段階にも関わらず、更なる議員定数の削減をする意図をご教授願います。

行政のチェック機関としての議員定数が81議席では何か議会運営上の不都合が生じるとお考えなのでしょうか？今なぜ条例改正を伴う定数削減に着手されるのか、その必然性を教えてください。

(Q-20)

これまでの議員定数の条例改正案については、国勢調査の確定値を基に「一票の格差」「総定数のあり方」等を各派が協議して議員提出議案として本会議に上程し、議決してきた経過があります。

過去においても、国勢調査のタイミングでの定数議論を除いて、行政運営をチェックされる側の首長から定数削減の申し入れや要請を受けたことはなかったと記憶しており、仮に前例があるなら教えてください。

(Q-21)

横山市長の考え方として、今後の議員定数のあり方については国勢調査のタイミングではなく、その都度の選挙における公約によって左右されると理解してよろしいですか？

(Q-22)

維新の関係者に伺ったところ、今回の議員定数問題は「令和7年の国勢調査を前提に大幅削減を模索していたもので、横山市長の発言で前倒しで実施せなアカン」と嘆いておられたのが印象的でした。横山市長にとって、政党の公約と行政府の長としての首長公約は同じ土俵で論じられるのでしょうか？議会の独自性についてのご所見を伺いたと思います。

(Q-23)

横山市長としてのお考えとして、自らのチェック機関である議会の定数については何人で運用されるのが適正であると考えておられるのか教えて下さい。

(Q-24)

「身を切る改革によって財源を生み出す」という考え方の延長線上に議員定数削減があるのであれば、議員報酬をカットする事で同様の効果を得られると思うのですが、是が非でも少数会派の発言機会を排除して、チェック機関である議会の構成員の削減を優先されると理解して良いのですか？

(Q-25)

今回の83議席から81議席への定数条例の改正案は、令和2年10月1日に実施された国勢調査に伴うもので、令和3年11月30日の確定値の公表を受けて第一党である維新の幹事長から定数問題に関する各派協議の申し入れがあり、協議を重ねた結果、共産党を除く4会派が維新提案の「2減」で共同提案する事になったと記録されています。

この際、維新の幹事長からは「10議席程度の減」等の意見は出されておられません。

つまり、今回の市長発言の定数削減の議論は、改選議員の新任期発生前の発言である事等を考えても、これまでの各派協議を反故にするだけでなく、4会派の共同提案で提出した条例改正案を否定するものであり、何よりも第一党としての維新会派の対応は「行政をチェックする」どころか、「行政迎合・追認機関となっている」のでは…と憤りすら感じる事態となっています。

横山市長自身、議会において維新会派が過半数を獲得した事で「何でも思い通り！」との発想で独裁色を発揮されようとしているのか？維新会派との間でどのような交渉の末にこの度の定数条例の改正に臨まれるのか教えて下さい。

(Q-26)

今回、改めて定数条例を改正したとしても、令和2年の国勢調査がバックデータとなる訳で、令和9年の統一地方選挙までに国勢調査(令和7年予定)が行われます。もし、その時に人口動向に変化があった場合には再度条例改正する事も考えておられるのですか？

条例の改正というのは国の法改正に匹敵する重要案件だと思うのですが、横山市長は議会で過半数の議席を有していれば難しいハードルではないとお考えですか？

市長自身の条例に対する考え方をお示し下さい。

(Q-27)

今回のように条例改正後の改選であるにも関わらず、新任期がスタートする前に市長から定数削減が言及されるに至っては、今後の各派協議に際して維新会派の幹事長と交渉を重ねても意味がないと考えるのですが、市長自身、自らの首長としての立場と議会としての維新会派との関係についてどのような距離感で市政運営を行うつもりなのか教えてください。

(A-16~27)

議員定数は、議会において協議・決定いただくものであり、首長である市長としてお答えする立場にございません。